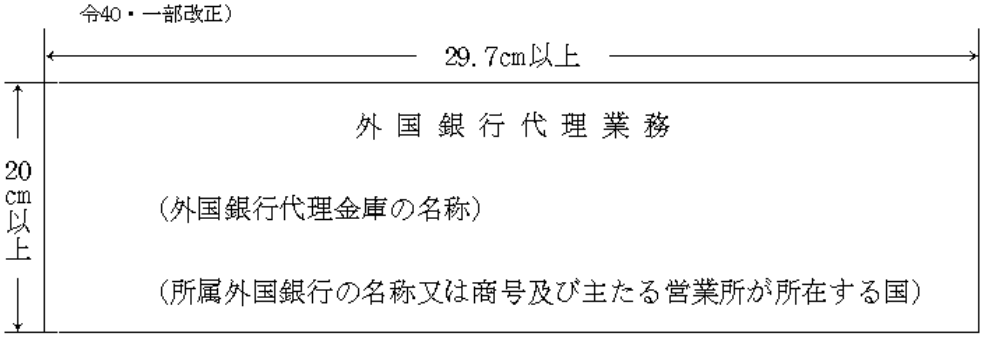
別紙様式第15号の2（第137条の5関係）（平20内府令79・追加、平26内府令31・平30内府令40・一部改正）



（記載上の注意）

「所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国」には、所属外国銀行（信用金庫法第54条の2第1項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。二以上の所属外国銀行があるときは、全ての所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。